

別紙

(行・服審第3号)

答申書

平成29年1月17日付け総第250号をもって四街道市長から諮問のあった「四街道市長による差押書（平成〇〇年〇月〇日付け四街道市長発）により通知された行政処分に係る審査請求」（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

第1 四街道市行政不服審査会の結論

本件審査請求について、棄却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

(1) 以下の理由により本件処分の取消しを求める。

- ① 審査請求書に記載の登録物件の景観を形成する土地（四街道市四街道〇丁目〇〇〇〇番〇〇 宅地 229 m²以下「第1-2(2)」という。）の固定資産税について違法な課税処分がなされている。また、違法な課税処分には延滞金は生じない。
- ② 一部の違法な課税及びこれに基づく延滞金の未納を根拠とする差押も違法である。
- ③ 滞納の対象となっている文化財についての内容とは違う収益物件（第1-2(2)）を差し押さえている目的、根拠、理由が明らかでない。
- ④ 別に審査請求している平成28年8月12日に提起した四街道市長による納税義務承継通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け四街道市長発〇第〇〇号の〇）により通知された行政処分事件の審査を経て発送すべきであり、著しく公平・公正を欠く。

(2) 平成16年度以降の被相続人〇〇〇〇〇による支払いは、違法な処分を原因とする過誤納であるため還付する義務が四街道市長にはある。

過剰な支払いの還付及び当該還付をもって余の請求との相殺をしたうえで、今後の文化財保護と維持、管理、修理の補助と街づくりに貢献するよう求める。

第3 審理員意見書の判断

1 意見

本件審査請求を棄却されるべきと考える。

2 理由

(1) 審査請求の適法性

審査請求人の主張は、審査請求書に記載の登録物件は文化財保護法に規定する登録有形文化財であり、登録物件の景観を形成する山林の固定資産税について違法な課税処分がなされているとの主張であるが、本件処分の原因となっている納税義務承継通知書については被相続人〇〇〇〇〇の固定資産税に滞納があること

から、法定相続分を限定するため、当該被相続人の相続について審査請求人から相続放棄・限定承認の申述がなされたか千葉家庭裁判所佐倉支部に調査を行ったうえで、審査請求人を相続人と判断して発送したものである。

納税義務承継通知書に添付の税滞納額明細書に記載されている（争点となっている3筆を含む）固定資産税の課税額については、それぞれ当該年度の固定資産税に係る課税通知書が被相続人及び相続代表人としての審査請求人に送付されており、税額に対して平成26年度に改正される前の行政不服審査法第6条に基づく異議申立てがなされないまま、同法第45条に定める期限を既に経過していることから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とはならない。

(2) 課税の適法性

審査請求人が主張する審査請求書に記載の登録物件及び景観を形成する土地に係る固定資産税課税標準額において、登録物件である家屋については地方税法第349条の3第12号の規定により2分の1に減額（処分庁提出資料 課税明細書参照）されており、適法である。

また、登録物件が存する土地（第1-2(1)）については地方税法第349条の3第12号では「文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財……である家屋……に対して課する課税標準額は、第349条の規定に関わらず当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする」と規定されているにすぎず、土地についての減額の規定が無い。

更に課税標準額の基となる土地価格については、地方税法第411条により決定した後、同法第432条第1項による審査の申出がされておらず、同条第3項の規定により当該年度の賦課について不服の理由とすることはできないことから、課税は適法であるといえる。よって、当該課税が適法であるならば、審査請求人が主張する違法な課税による延滞金との主張も理由がないといえる。

第4 四街道市行政不服審査会の判断理由

審査請求人の主張が本件処分の審査請求の対象とならない。

- (1) 審査請求人は、一部の違法な課税及びこれに基づく延滞金の未納を根拠とする差押は違法であると主張しているが、上記第3の(2)により、課税及び延滞金は適法であると判断すべきであることから、本件処分は適法であるといえる。
- (2) 審査請求人は、収益物件（第1-2(2)）を差し押さえている目的、根拠、理由が明らかでないと主張しているが、差押財産の選択については、「国税徴収法その他の関係法令には特に除外した物件のほか差押財産の種類若しくは順序につき制限を設けた規定はないから、滞納者の財産のうち如何なる財産を差押え公売するかは、収税官吏の自由裁量に任されているものと解するのが相当である……」との裁判例（昭和34年4月17日仙台高裁）が示されており、差押物件の選択に違法性は無いと判断できる。

また、当該物件の換価性からも差押物件の選択に不合理は無いと考えられる。

- (3) 審査請求人は、本件処分となる差押通知書は別に審査請求している平成28年8月12日に提起した四街道市長による納税義務承継通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け四街道市長発収第〇〇号の〇）により通知された行政処分事件の審査を経て発送すべきであり、著しく公平・公正を欠くと主張しているが、地方税法第371条第1項の規定では納期限後20日以内に督促状を発行しなければならず、同法第373条第1項第1号の規定では督促状を発行した日から起算して10日経過した日までに完納されない場合は滞納者の財産を差し押えなければならないと定められている。

この点、処分庁提出資料の督促状発送簿によれば各納期限経過後20日以内に督促状が発せられていることが確認できる。

また、滞納処分を停止する要件については、国税徴収法第153条第1項に規定されているが、行政不服審査法に基づく審査請求が滞納処分の停止理由とはならないと判断でき、本件処分に違法性は無いと考えらえる。

- (4) 審査請求人は平成16年度以降の被相続人〇〇〇〇〇による過剰な支払いの還付及び当該還付をもって余の請求との相殺をしたうえで、今後の文化財保護と維持、管理、修理の補助と街づくりに貢献するよう求めているが、上記第3の(1)及び(2)において当該課税は適法であると判断しており、よって過剰な支払いによる還付も発生しないと考える。

また、税金の用途についても地方税法第5条第2項第2号において固定資産税は普通税として規定されており、したがって税の用途については特定されない。

平成29年2月14日

四街道市行政不服審査会

会 長 〇〇 〇〇 印

副会長 〇〇 〇〇 印

委 員 〇〇 〇〇 印

委 員 〇〇 〇〇 印

委 員 〇〇 〇〇 印